

千葉県習いごと事業者感染症対策協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴い減少した習いごとの講座・サービスの需要回復、及び市民の学びの機会回復による文化振興、雇用促進を目的として実施する、ひとづくり応援講座等利用促進事業への参加事業者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症予防のための協力金を支給する。

(支給対象者)

第2条 協力金の支給対象者は、千葉市内で習いごとの講座を開設し、サービスを提供する者及びその予定の者であり、前条で定める本事業の趣旨に適合する者とし、申請時点で次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 千葉市が定める「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店」の主な取組項目を満たす対策を実施している者
- (2) 千葉市が実施するひとづくり応援講座等利用促進事業に参加する者（ただし、オンライン講座又は通信講座のみを実施する者は除く）
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) その他、関係する法令等の規定を遵守している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者に該当しないものとし、支給期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支給対象者の資格を失うものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に係る者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

(給付額、給付申請期間)

第3条 協力金の給付額及び給付申請期間は、次のとおりとする。

- (1) 給付額は、1事業所あたり3万円とする。
- (2) 前号の事業所とは、1区画を占めて習いごとの講座・サービスを実施している場所をいう。同一の経営者が複数の事業所を経営し、講座・サービスを提供している場合は、それぞれの事業所ごとに給付申請をすることができる。
- (3) 特定の事業所を持たずに、講座又はサービスを提供する事業者への給付額は、1者あたり3万円と

する。

(4) 給付申請期間は、千葉市が実施するひとつづくり応援講座等利用促進事業の参加募集期間とする。

(給付の申請)

第4条 支給対象者は、協力金の支給を受けようとするときは、給付申請期間内に、千葉市習いごと事業者感染症対策協力金申請書(様式第1号。以下、「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(様式第2号の2)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 支給対象者は、前項で定める申請書にて代理人を定める場合、申請等を委任することができる。

3 市長は協力金の支給予定額が、予算の範囲を超えると判断した場合は、給付申請の受付けを終了することができる。

4 第3条第1項第4号で規定する期間以外における申請は、すべて無効とする。

(代理一括申請)

第5条 市長は前条第2項で定める支給対象者が定めた代理人が、次の各号を全て満たす場合において給付の一括申請を認めることができる。

- (1) 一括申請を行う者が、複数の支給対象者から委任を受けていること。
- (2) 一括申請とすべき合理的かつ明確な理由があること。
- (3) 一括申請を行う者が第1条で定める趣旨を達成するうえでふさわしいと認められること。

2 前項の規定により一括申請を行うことが認められた者は、一括申請の運用について事前に千葉市と書面にて合意しなければならない。

3 代理人が一括申請を行う場合は、千葉市習いごと事業者感染症対策協力金一括申請書(様式第3号。以下、「一括申請書」という。)により、委任を受けた申請書及び第4条第1項各号で定める書類並びに代理一括申請台帳(様式第3号の2)を添付し、市長に提出することとする。

(支給の審査)

第6条 市長は第4条又は前条の規定による支給の申請があったときは、提出書類等により次の各号に掲げる項目を審査するものとする。

- (1) 支給の申請をする者が第2条各項で定める規定による要件を満たしていること。
- (2) 支給申請内容に誤りがないこと。

2 市長は必要に応じて各種調査を行うものとし、支給対象者は調査に協力しなければならない。

(支給の決定及び通知)

第7条 市長は、前条で定める審査により、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、千葉市習いごと事業者感染症対策協力金支給決定兼額確定通知書(様式第4号)により支給対象者へ通知するものとする。

3 前項の規定について、第5条第3項の規定により代理人が一括申請を行った場合は、千葉市習いごと事業者感染症対策協力金一括支給決定兼額確定通知書(様式第5号)により代理人へ通知するものとする。

る。

- 4 市長は、審査の結果、協力金を支給しない決定をしたときは、千葉市習いごと事業者感染症対策協力金不支給決定通知書（様式第6号）により、支給対象者へ通知するものとする。

（支給の請求）

第8条 前条第2項の規定により協力金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、千葉市習いごと事業者感染症対策協力金支給請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）に振込先口座の分かる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 第5条第1項の規定により一括申請を行うことが認められた者は、千葉市と書面等で合意した場合に限り一括請求をすることができる。一括請求は千葉市習いごと事業者感染症対策協力金一括支給請求書（様式第8号。以下「一括請求書」という。）に振込先口座の分かる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（支払）

第9条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、請求書の内容を確認のうえ、適当と認めたときは、速やかに支給決定者へ協力金を支払うものとする。

- 2 市長は、前項の規定に関わらず前条第2項の規定により一括請求があった場合は、一括請求を認められた者に協力金を支払うものとし、一括請求を認められた者は速やかに支給決定者へ協力金を支払うものとする。

（決定の取消）

第10条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により協力金を受給したとき
- (2) 法令又はこの要綱に違反した場合

- 2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合は、規則第17条第3項において準用する第6条の規定により、千葉市習いごと事業者感染症対策協力金支給決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（返還命令）

第11条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消したときは、規則第18条の規定により、既に支払った協力金の全部について、期限を定めて支給決定者に対し、その返還を請求するものとし、支給決定者はその請求に応じて返還しなければならない。

- 2 前項の規定による返還命令は、千葉市習いごと事業者感染症対策協力金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（支給台帳）

第12条 市長は、千葉市習いごと事業者感染症対策協力金支給台帳（様式第11号）を作成して、協力金の支給状況について記帳し、整理するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。